

借金整理「メニュー」の比較

法的に借金整理といわれるものには、概ね次の4つが考えられます。しかし、利用する者にとっても一長一短あります。そこで、その特徴や費用面それに長所短所を比較したのが下記の表です。

	特徴・費用	メリット	デメリット
任意整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士と認定司法書士が金融業者と直接交渉する手続き ・ 3～5年以内に、元本が返済できるかが目安 <p><u>司法書士費用の目安</u> 1社当たり 2～4万円 但し、過払金があれば、返還額の20%が成功報酬。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融業者の一部とでも合意可能 ・ 利息制限法に引き直し計算をするので、返済額を圧縮できる。 ・ 過払金が発生していれば返還を求めることができる ・ 合意ができても特定調停と異なり債務名義とならないため、返済が遅滞してもいきなり差し押さえをされることはない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人で行うことは不可能
特定調停	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易裁判所の調停委員に仲介してもらって交渉する手続き ・ 3年以内に、元本が返済できるかが目安 <p><u>裁判所への予納金</u> 1社当たり 500円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立費用が低廉で本人で行うことが可能 ・ 金融業者に取引履歴の開示請求を強制できる ・ 金融業者の一部とでも合意可能 ・ 利息制限法に引き直し計算をするので、返済額を圧縮できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融業者の合意が必要 ・ 過払金が発生していても、債務がゼロとなるだけで返還を求めることはできない ・ 合意ができ、「調停調書」が作成されると、債務名義となってしまう、以後返済が2回遅滞すると

	<u>司法書士費用の目安</u> 1社当り 2~4万円 但し、減額分の何%かを成功報酬としていることが多い。		所有財産に差押をされることがある
個人再生	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以内に元本を大幅に圧縮した金額を返済してゆく手続き ・住宅ローンを抱え、任意整理などと異なり、3年以内には元本の返済が不可能な状況 <u>裁判所への予納金</u> 総額約 3万円 <u>司法書士費用の目安</u> 15~30万円	<ul style="list-style-type: none"> ・元本を大幅に圧縮した金額の返済で免責される ・自宅を所有していても「住宅ローン特則」を利用すれば、自宅を手放さずにすむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立費用が高額 ・手続きが複雑で添付書類も多く、本人で行うことは極めて困難
自己破産	<ul style="list-style-type: none"> ・借金全額の支払を免れる手続き ・返済の目途がたたない状況 <u>裁判所への予納金</u> 同時廃止 約 3万円 管財事件 約 50万円 <u>司法書士費用の目安</u> 15~25万円	<ul style="list-style-type: none"> ・免責決定を得れば借金全額の支払を免れる(但し税金は別) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人で行うことは困難 ・所有不動産を失う車のローンが残っていれば、車を失う